

議案第1号

富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定について
富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年8月28日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が施行されることに伴い、会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に規定する職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に規定する職員をいう。

(採用)

第3条 任命権者は、競争試験又は選考により会計年度任用職員を採用することができる。

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、1年を超えない範囲内とする。ただし、当該任用の日の属する会計年度を超えることはできない。

(退職)

第5条 会計年度任用職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職する。

- (1) 任用期間が満了したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 本人から退職したい旨の申出があり、任命権者が認めたとき。

(給与の種類)

第6条 会計年度任用職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 給料並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当及び期末手当

(2) パートタイム会計年度任用職員 基本報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬並びに通勤手当に相当する費用弁償並びに期末手当

(給与の支給)

第7条 会計年度任用職員の給与(期末手当を除く。以下この項において同じ。)の計算期間は、月の初日から末日までとし、1月分の給与の全額を翌月に支給する。

2 給与の支給日及び支給方法については、一般職の職員の給与等に関する条例(昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。)に規定する職員の例による。

(給料等)

第8条 フルタイム会計年度任用職員に支給する給料は日額により、パートタイム会計年度任用職員に支給する基本報酬は日額又は時間額により定めるものとする。

2 給料又は基本報酬(以下「給料等」という。)の基準となる月額は、別表に定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難しい職にある者の給料等の額は、任命権者があらかじめ市長と協議して定める額とすることができる。

4 前2項の規定により給料等の額を定める場合には、職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤の職員の給料との権衡を考慮し、決定する。

5 前各項に定めるもののほか、給料等の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域手当等)

第9条 会計年度任用職員には、前条の規定により定める給料等の額に100分の5を乗じて得た額を地域手当又は地域手当に相当する報酬として支給する。

(特殊勤務手当等)

第10条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料等で考慮することが適当でないと認められるものに従事する会計年度任用職員には、その勤務の特殊性に応じて、給与条例第13条に規定する職員の例により、特殊勤務手当又は特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

(時間外勤務手当等)

第11条 市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けた任命権者から、第20条及び第21条の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、給与条例第14条に規定する職員の例により、時間外勤務手当又は時間外勤務手当に相当する報酬（以下「時間外勤務手当等」という。）を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、第15条に定めるところによる。

(休日勤務手当等)

第12条 休日等（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富津市条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第9条で定める日及び市長が別に定める日をいう。）において正規の勤務時間中に任命権者から勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、給与条例第15条に規定する職員の例により、休日勤務手当又は休日勤務手当に相当する報酬（以下「休日勤務手当等」という。）を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、第15条に定めるところによる。

(夜間勤務手当等)

第13条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、給与条例第16条に規定する職員の例により、夜間勤務手当又は夜間勤務手当に相当する報酬（以下「夜間勤務手当等」という。）を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、第15条に定めるところによる。

(端数計算)

第14条 前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当等、休日勤務手当等又は夜間勤務手当等の額及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合の1円未満の端数処理については、給与条例第16条の2に定めるところによる。

(勤務1時間当たりの給与額)

第15条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の日額

及びこれに対する地域手当の日額の合計額を7.75で除して得た額とする。

- 2 パートタイム会計年度任用職員のうち日額で基本報酬が定められる者の勤務1時間当たりの給与額は、基本報酬の日額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の日額の合計額を1日の勤務時間で除して得た額とする。
- 3 パートタイム会計年度任用職員のうち時間額で基本報酬が定められる者の勤務1時間当たりの給与額は、基本報酬の時間額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の時間額の合計額とする。

(通勤手当等)

第16条 次に掲げる会計年度任用職員には、規則で定めるところにより、通勤手当又は通勤手当に相当する費用弁償（以下「通勤手当等」という。）を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする会計年度任用職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる会計年度任用職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする会計年度任用職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる会計年度任用職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする会計年度任用職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当等は、給与条例第12条第2項に規定する額を超えない範囲内で規則で定める額とする。

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に、それぞれの基準日に在職する会計年度任用職員に対し、規則で定める基準により支給することができる。

(給与の減額)

第18条 正規の勤務時間に会計年度任用職員（日額により給料等を支給する者に限る。）が勤務しない場合は、年次有給休暇若しくは特別休暇（有給の休暇に限る。）による時又は特に勤務しないことについて任命権者の承認を受けたときを除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(旅費等)

第19条 会計年度任用職員が公務のため旅行した場合は、職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）の例により、フルタイム会計年度任用職員にあつては旅費を、パートタイム会計年度任用職員にあつては旅費として費用弁償を支給する。

(勤務日等)

第20条 会計年度任用職員の勤務日は、その者の職務内容を考慮して、任命権者が定める。ただし、勤務の性質上、勤務日を指定することができないときは、1月若しくは1年における必要日数又はその他の方法により定めることができる。

2 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日の勤務時間が7時間45分を超えず、かつ、4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分とする。

3 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日の勤務時間が7時間45分を超えず、かつ、4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(週休日等)

第21条 週休日及び休日については、勤務時間条例の例による。

2 会計年度任用職員の週休日の割振りについては、勤務時間条例第3条及び第4条に規定する職員の例により、任命権者が定める。

3 会計年度任用職員の週休日の振替等については、勤務時間条例第5条に規定す

る職員の例により、任命権者が割り振る。

4 会計年度任用職員の休日の代休日については、勤務時間条例第10条に規定する職員の例により、任命権者が指定する。

(休憩時間)

第22条 会計年度任用職員の休憩時間については、勤務時間条例第6条に規定する職員の例により、任命権者が定める。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第23条 会計年度任用職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務については、勤務時間条例第8条に規定する職員の例により、任命権者が命ずる。

(休暇)

第24条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。

(年次有給休暇)

第25条 年次有給休暇は、規則で定める会計年度任用職員に対して与える休暇とし、その日数は、規則で定める。

2 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

3 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

(特別休暇)

第26条 任命権者は、会計年度任用職員に対し、親族の死亡その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合において、有給又は無給の特別休暇を与えることができる。

2 特別休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

(社会保険)

第27条 会計年度任用職員の社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、介護保険法（平成9年法律第123号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の定めるところによる。

(災害補償)

第28条 会計年度任用職員の公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）又は千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例（昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号）の定めるところによる。

（委任）

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（非常勤の一般職の職員の勤務条件等に関する条例の廃止）

2 非常勤の一般職の職員の勤務条件等に関する条例（平成16年富津市条例第8号）は、廃止する。

（準備行為）

3 この条例による会計年度任用職員の任用に関して必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

給料等の基準となる月額	給与条例別表第1の給料表に定める職務の級における1級で、職種ごとに規則で定める額
-------------	--